

第3回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会（議事概要）

日 時 平成30年9月20日（木）13：36～14：46

場 所 議事堂6階601特別委員会室

出席者 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会委員10名

資 料 第3回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会事項書

資料1 今後の「検討すべき課題」、「調査すべき事項」

中嶋座長：只今から、第3回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会を開催したいと思います。本日は、先の会議でお願いしました、今後の「検討すべき課題」や「調査すべき事項」について、委員の皆さまそれぞれで考えていただいたご意見を報告いただきまして、委員間討議によって、検討課題や調査事項を整理してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、いただいたご意見を資料1としてとりまとめましたので、委員の皆さまからそれぞれご報告をいただきたいと思ひます。

野村委員：昨年でしたか、熊本県議会へ伺ったときに、いろいろな情報がたくさん入るので、窓口のある議員が一元化してくれたことによって輻輳せずに情報がうまく渡せたというふうなことをお聞きしましたので、ぜひとも問い合わせの窓口なんかを一元化することと、あとは三重県各地に議員がいることで、いろんな各地の情報が一発に入ってくる、いいネットワークになると思うんですね。それをいろんな情報が入るんですけども、どこかで仕切ると言ひますが、情報を重なることなくまとめて整理する箇所があるのではないかとこの辺りで、窓口の一元化ということを検討してもらえればどうかというふうに思ひています。以上です。

中嶋座長：皆さんがそれぞれおっしゃっていただいてから後ほど確認したい点とか、質問していただく時間を取らせてもらひますのでよろしくお願ひいたします。

倉本委員：まず1点目は予算審議の簡素化をしたほうがいいのかというふうには私と思ひています。具体的には、例えば当局が予算案をあげる段階で、少し通常の予算審議のときのような細かなものの整理まで求めるのではなく、ある程度大枠だけでやるとか、専決処分などをされないようにというか、できる限りしないように大枠だけでも議会で議論ができ

る環境というのを議会側としてもしっかりと整備をする必要があるのではないかというのがまず1点と、2点目としては、少しこれは落ち着いてからの話なのかなという気はするんですが、災害が起きたことによって現地を見た方がいいとか、そういったケースがある場合には、その予算がないとかいうことがないように、予算的な措置も一定程度議会として、しておいたほうがいいのかなというのがひとつと、最後の3番目は、先ほど野村委員もおっしゃっていただきましたが、私は議員側が情報を伝えるというのと、それと当局側から得られる情報というものを個々に情報を入手するのではなくて、伝える方法を双方向に一元管理しておいたほうがスムーズなのかなというふうに思いますので、そういった整備を検討してはどうかなというふうに思います。この3点を検討したらどうかと思いますので、よろしく願いいたします。

岡野委員：私はすでに災害時の対応を定めている県や市を調査するということを前提に考えまして、たまたま大津市の計画がございましたので、それを見て左側にまとめたということなんです。大津市の場合は災害時の議会と議員の行動方針ということで議会の役割と議員の役割がどんなふうかということを決めているとか、災害時の県との関係で、具体的にいろいろ想定される問題を整理しておくということとか、想定する災害はどんなものか、それからその体制や活動の基準、それから情報の的確な収集については先ほどもお話がございましたが、そういった点、その次におもしろいと思われたのは、議会の防災計画と防災訓練、そういう想定する事に対する議会側の心構えとして日常的に防災を位置づけておくということが非常におもしろいかなと思われました。あと運用の問題点として、見直し等も含んだ今後の問題ということで、大津市の例を並べたということだけですので、頭出しみたいな格好で左側に書かせていただきました。

田中委員：岡野委員とよく似ているんですけども、大規模災害時の行動マニュアルを作成してそこで県議会または議員の対応を明確に記載しておくということ、その内容としましては、対象とする災害など、そして議会及び議員の役割、災害発生時の体制、災害発生時の具体的な対応等、発生後も含めてですけれども、そういうのをマニュアルに載せればというふうに思いますし、右の調査すべき事項なんですけども、すでにマニュアルを作っておられる先進地がございますので、事例を調査していただくということと、議員だけの考えでもあきませんので、県の

災害対策本部の組織関係者との意見交換とか、情報の収集、そしてまた一番最後ですけども、防災の担当者との意見交換、または情報収集をしてはどうかというふうに思います。以上です。

藤根委員：議会運営委員会の県外調査の中でも一緒に行っていた方も何人もいらっしゃいますけど、千葉県が県議会として災害対策本部を設置する要綱と言いますか、仕組みづくりをされているということで、ただ、私は作ればいいのかという意見ではなくて、ひとつの検討として災害対策本部の設置というのが必要性があるのかなのか、という辺りの議論はしてもいいのかなというふうに思いました。今、何人かの議員がおっしゃられたように、ほかのやり方でも情報の共有とかいろいろできると思うので、そこら辺りも含めて考えていただけたらと思うんですけども、状況把握、情報共有、復旧支援について県議会として設置することで、執行部に災害対策本部が設置された場合に、そちらとの連絡とか、そういったところも含めて、うまく機能するような形として設置できるのであればいいかなというところを考えました。ただ、その際こういった形にするのであるのかとか、議会事務局がどう関わってもらわないとあかんのかとか、あるいは執行部との関係はどうするのかといったような整理はかなり詳しく出てくるのかなというふうなところは思っています。それから、今県議会の大規模地震対応マニュアルというのが各それぞれに配布もされているわけですけども、ここの検討会の議論を踏まえたうえでその見直しというところも出てくるのかなというふうには思いました。これは検討会での検討内容に当たるのかどうかちょっと疑問もあつたんですが、一応入れさせていただきました。調査すべき事項としては、地方議会としてそういった災害対策本部なりの設置がどの程度進んでいるのかなというところ、ちょっと私も情報を持っていないものですから、そこら辺りの可能性は探る調査が必要なのかなというのと、北海道の先日の地震は難しいですけども、東日本大震災や熊本地震、あるいは大阪北部地震というような地震もございましたので、そこら辺りも含めて都道府県議会としての対応にどんな問題があったのか、あるいはどう解決しようと考えられたのかという辺りのところは、ちょっと方策として調べてみる必要もあるのかなと思いました。以上です。

津村委員：私もこれまでも出ている意見と被るようなものも多いんですが、まずはやっぱり大規模災害が発生したとき、その後の復旧、復興に係る予算について、専決処分についての考え方を検討すべきかなというふ

うに思っています。専決処分をどんどんしていったらいいとかということではないんですが、本当にどういった状況になるかも分からない、被害の大きい小さいにもよって、どういうふうに対応するのかというのは変わってくるのかと思うんですが、より復旧復興しやすい、執行部としても参加しやすいような状況も考えていくべきだなというふうには思っています。もうひとつは、災害が起こった後に、県議会、あるいは各議員として取り組むべき事というのは、それぞれが皆さん考えているかと思うんですが、逆に慎むべきことというものもあるのかなと思っています。そんな中で先ほど意見にも出ましたように、窓口の一元化であったりということも含めて、議員としての慎むべきことも含めて検討していくべきかなというふうに思っています。調査すべき事項につきましては、過去大きな災害、被害を受けたところを、当時県議会等がどのような状況でどんなところに問題があり課題があったのかというのはしっかりと調査することによって、より私たちも今現時点では大きな災害は受けていないにしても、リアリティを持ってイメージを持っていろいろと協議できるのではないかと思いますので、やはり言葉は悪いかもしれませんが、先進的なところで過去に災害を受けられた方々から聞き取りをさせてもらうというのが一番大事かなというふうに思います。

中森委員：検討すべき課題につきましては、先ほどの田中委員のマニュアル化の提案と同様で、また、野村委員や倉本委員からの窓口についてのご指摘いただきました、それとほぼよく似た感じですが、やはり被災地や被災者の情報収集と情報提供については議会議員の、知りたくて提供したりされたりしながら、そういうことをしっかりとした行動指針を作って、災害の対応を議員としてなすべき姿を明確にすべきものとしていただければと思います。そのために調査すべき事項として、我々は県の職員や行政職員、関係者がどのような行動をされているのかというのをしっかりと把握しておく必要があります。例えば災害発生から復旧までの行程や事務の流れということで、仮復旧があったり、供用の暫定再開があるとか、そのようなことが一定の経験した内容を我々は、どういう流れになっているかということを知りながらそこへ議会が関わっていく必要があるのではないかなと。また発生時の県管理施設の使用禁止、通行止めなどや規制解除の県民への情報提供についても知っておく必要があるのではないかと思います。さらに関係あるかないかは別ですけれども、気になるところとして、現在市町が行

う避難勧告等に関わる、県全体として県民の行動実態がなかなか勧告や指示に従っていない現状が報道されているわけですので、その辺についての関わりを県全体としてしっかりと把握しながら災害時の対応についても議員として、そういうことを踏まえたうえでの議員マニュアルを作るべきだと思いました。

中村委員：検討すべき課題につきましては発生直後と5日後に分けて整理をさせていただきます。今回この検討会で感じたのは、自分自身もそうなんですけれども、初動期のマニュアルを議員皆さんに配られているんですけども、改めてマニュアルの中に議員の最低取るべき行動とか、まずこれを噛み締めてもらうような検討会として、そういった議員に知らしめることを当たり前のことなんですけど、大事ななと思わせていただきました。それから今まで何人かの方の話で出ていますけれども、やはり情報の収集方法、特にそれぞれ各議員は全体の議員といえども選挙区を持っていますので、そういったところから市町、県、国の情報収集が必要だと思うんですが、そのためのどうしていいかわからない、アクセスのパターン化が必要ではないかと思っています。今回幾つか台風とか来ましたが、1回は電話をさせてもらったんですけど、庁舎へ電話したんですけども、なかなか全体の把握は難しいかなと、市へ連絡するとまた市は市の情報量を持っているということもあって、果たしてこんな真っ最中に電話していいのかなということも感じましたので、少しそういった形をつくっていく必要があるのではないかというふうに思っています。それから同じことですが、先ほどは行政機関ですけども、県民から議員への問い合わせが来たときの対応をどうしていくかということも必要じゃないかな。あと、最近の被災者の方々の話を聞きますと、いろんなことを想定していても、交通網あるいは電話やガス、水道とか、ライフラインが大混乱している状況の中で、これから議論していくことが果たしてスムーズに行くのかどうか、先ほど言いましたようなことはうまくいくのかどうかといったこともちょっと精査していく必要があるのではないかというふうに思っています。それから、代表者会議は、5日後、これも全議員の皆さんから各地域における被害状況を収集したものを執行部は当然把握しているデータとも照合するとか、あるいは予算決算常任委員会の中で資料を読ませてもらったんですけども、しっかりとこれから国等々へ予算要望とかしていく、あるいは議決をどうしていく、先ほど出たような話ですが、議論していただいたこと、我々このメン

バーが、それをもう一度精査をさせていただきたいなというふうに思いました。それから調査すべき事項につきましては当然大被害のあったところからの県議会の動きを調査する必要があるというふうに思います。今我々が考えている、今作ってあることとの比較調査もしていく必要があるのではないかなというふうに思っています。それから各常任委員会、それぞれ福祉分野、あるいは土木分野、いろんなところで常任委員会でもいろんな議論が被害状況について議論すれば課題が浮かび上がってくるのではないかとということで、常任委員会の役割というものを調査する必要があるのではないかなというふうに思っています。最後に、福島が今の現状の中で、原発事故が復興の妨げになっているのは明らかであります。そんなことを考えますと、三重県は原発はないんですけども、浜岡原発がまさに南海トラフの被害を受けると真ん中にあるわけであります。万が一というか、今度の南海トラフ地震はすごく大きいと思います。ここが影響を受けないと言い切れる状況にはないというふうに思いますので、もしそこで起きたときに三重県内はどうなるのかといったことも、南海トラフの連動でどういう影響が出るのかといったことも少しマニュアル作成に向けて調査していく必要があるのではないかと、以上であります。

廣副座長：これは私、前にも言わせていただいていますように、災害のレベルによって対応の仕方が違ってくるのではないかとということで、震度2と震度7、8では全然対応が違うわけですから、そういったレベル分けをしながら、レベルに応じての対応を考えていくべきだということで、書かせていただきました。それとあと、調査すべき事項ですが、これは私が7月の24、25と岡山県倉敷の真備町に行ってきました。そこでボランティア活動をしている中で、聞き取り調査をさせていただいたときに、どういう方が亡くなったのかという話の中で、やはり年配の方が放送が聞こえずに避難し遅れて亡くなったと。そしてまた、35歳の女性と5歳の子ども、これは母親が子どもを寝かしつけて、そのまま眠り込んでしまって放送が聞こえずに溺死してしまったと。これは今の家というのは密封性があって、放送も聞こえないと。そういうときにこれは明らかに水没をしてしまうようなレベルの状況の中で、消防団とか防災隊員の皆さんが大きな声を張り上げて回っているんですが、聞こえないと。そういうときはドアを蹴り破ってでも中に入って、人がいるかないかを確かめる、確認して救助をするということが出来るような法整備はできないかなと。これは県条例で出来る

ことか分かりませんが、緊急対策としてそういった消防団と自治防災の人たちにそういった特権を与えることはできないだろうかというふうなことを思いましたものですから、調査すべき事項に入れさせていただきました。以上です。

中嶋座長：最後に私の説明をさせていただきます。岡野委員と中村委員と似たようなところもあるんですけども、対象となる大規模な災害等緊急事態の定義ということをもう一度整理すべきかなと思っています。それに合わせた県議会の体制の在り方、これは藤根委員のおっしゃられたような災害対策本部というものなのかどうかは別として、何らかの体制の在り方については見直す必要があるというふうに思い、検討してはどうかと思っています。それから、発災から3日から5日間の県議会としての情報収集、情報提供の在り方、県の災害対策本部との連携を含めて検討してはどうかかなと思っています。それから、被災地域の要望や課題に関する個々の議員から寄せられる情報の県議会としての取りまとめ方法と、県執行部へ提供する方法、これは何人かの方がおっしゃられたような窓口の一元化であったり、情報の整理の在り方ということになります。それから、個々の議員が発災から1週間何をすべきか、何をしないべきか、これは津村委員の言うように慎むべきかという言葉のほうがいいと思うんですけど、何をすべきか、何を慎むべきかについて取りまとめた行動指針の策定をするべきではないかということです。それから台風の襲来に備えた県議会版タイムラインの策定についても検討してはどうかということを書かせてもらいました。それから被災者の支援、被災地復旧のため、迅速な対応を進めるうえで、発災から1ヶ月以内に編成される補正予算案や条例案の審議方法について専決処分や議事の簡素化を含めた事前の取り決めを検討してはどうかということを書かせていただいています。それから政府の現地調査対応や国への要望活動に関する取り決めも検討してはどうか。それから今回取りまとめる対応の考え方を各議員へ周知する方法と、その対応の考え方を検証し、必要に応じて見直す仕組みも必要ではないかと考えているところです。調査すべき事項としては、すでにご意見が出ているような被災をされた県議会の状況を調査するというので、特に甚大な被害が生じた地区選出の県議会議員からの聞き取り調査ができないかなということを挙げさせていただいています。それから大規模な災害等緊急事態発生時に議会が果たすべき役割に関して、例えば都道府県議長会だとか、総務省だとか、防災に関する有

識者のそれぞれの現在の考えというものがあればそれを調査してはどうかというようなことを挙げさせていただいています。皆さんも大変お忙しい中いろいろとご意見をまとめていただきましてありがとうございました。今それぞれの委員から説明がありましたことにつきまして、ご質問とか、確認したいことがありましたらお願いしたいと思います。如何でしょうか。

中村委員：私も一番気になっていたのは、何をすべきか、何を慎むべきか、本当に真っ最中に、電話、大丈夫かなど。思ったところの状況を知りたくても、今の状況ではなかなか仕組みがないので。だけど、そこに何を慎むべきかとかというのが入ってくるんだというふうに思うし、その辺は皆さんはどんなことを想定して、座長と副座長と両方出ていましたけれども、その最中に議員がどやどやと行って命を守るために一生懸命現場頑張っているのに、そこへ向いてその対応をしないとならんということになると大変なことになるので、そんなことをだいたい想定されているのか。ちょっとその辺だけ。

津村委員：先ほど中村委員が言われたように、まさしく現場が本当に混乱している、人の命を守るために一生懸命なときにこちらが県議会議員だからということで、現場に行って私たちの対応をなさいたい話になると、現場の復旧、復興にちょっと支障を来すのかなというふうに思いますので、その辺りも含めて慎むべきことは慎まなければいけない、何よりも一番大事なものは人命の救助であったり、復旧復興だからということをご理解すべきことかなというふうに思い、あげさせてもらいました。

中嶋座長：被害の大きさによっては1週間以上かかるかもしれないんですが、少なくともまず初動の3日間については、まずは人命救助ということが優先されると思いますので、そこでいかに我々としてやれることがあるのか、また、先ほど中村委員もおっしゃられたように県議会議員がしゃしゃり出ることによって人命救助の支障になるようなことが起こるといけないので、どういうことは慎むべきなのかなということ、ぜひ皆さんのアイデアをいただきながら考えたいなと。3日以降1週間の間というのは比較的被害全体の状態も見えてくる中で、復旧の取り組みが進んでいる初動体制の真っ最中だと思いますので、そこで我々議員としてやるべきこと、例えば情報、本当に行政が掴めないような情報を我々が取ってくるだとか、そういう努力をするということが必要だったりとか、慎むべきこととして、やはり何か被災者の方に

対して慎むべきことが何かあるのではないかというようなことも含めて、いろんなことが考えられると思うんですが、ちょっと一度皆さんと議論をしてまとめられればなと思っています。

中村委員：大事なとこだというふうに思いましたので。

中嶋座長：ほかにご質問とか確認したいこととか、ご意見とかございますか。

中森委員：副座長がおっしゃっているように地震のレベルというのかな、程度に応じた対応というのは、やはり我々議会も議員もある程度処理が違ったり程度が違えば対応も違うというのは当然あるかと思えますので、レベルに応じた対応というのは、もしかしたらマニュアルの種類が違うのではないかなというのは、もしかしたらあるかなと思えます。一律と決めてしまうのもどうかなということから、少しそういう意味では、地震、津波などの場合と風水害とで洪水があるのと土砂崩れがありなしによっては変わってくるのではないかなというふうに思いました。それに応じて、どのように分けられるのかは今後の検討だと思いますけども、それに適したマニュアルがありそうな気がしましたので、そういうようなマニュアルというか対応、体制なりを作るべきだと思います。それと情報を知りたいのは議会の議員もさることながら、他の例えば報道関係であったり自治会長であったり、場合によっては他県、他市の人が一般的な県民なり国民が知りたい情報も同じようなことかなというふうに思うんですね。それぞれ個別にわーっとなってくると大変なことになるので、どこかが整理して、報道関係であり、警察であり、消防であり、マスコミにおかれても共同通信社のように一本化しているわけですので、そこに集約化されて被災状況、現状把握については共同通信社のような形で対応しているかなと、場合によって写真撮影も共有していたり、消防や警察や、そういうところの情報もうまく、今現状やっているのではないかなというのは、だいたいの知る感じなんです。議会もそこにうまく合えばいいのになと思って。特に特定の人に迷惑を掛けずして、何らかのルートがあればいいのになと思いながら、結果的には議会事務局のどなたかに、どこかに窓口を作れば一本化すればそこへ集中するわけですので、一定そこは具体的にどこかで集約するところできて、対応すればもしかしたら新たなマニュアルや集約した窓口ができるのではないかと思いますので、座長が提案しているような進め方でいいのではないかと思います。

中嶋座長：ほか如何でしょうか。

中嶋座長：中森委員の提案の中で、調査すべき事項の災害発生から復旧までの行程とか事務の流れというのは、執行部からの聞き取りというような感じのイメージでいいのですか。

中森委員：そうですね。私もある程度知ったつもりですけど、皆さんもほとんど知ってくれているだろうと思うんですけど、知ってたらいいんですけど、もしかしたら勘違いとかしていたらあかんと思いましたもので。市町がやっていることと県がやっていることと場合によっては次元レベルが違いますので、とと思いましたので。

中嶋座長：ありがとうございます。あとご質問とか、ご意見如何でしょうか。私自身の提案で、タイムラインのことを書かせていただいたんですけども、多分この後どんなことをやっていきますかという議論になってきたときに、ちょっとこのタイムラインの話は後回しでも全然いいのかなという感じを受けていますので、それだけちょっと申し添えておきたいと思います。

廣副座長：それを言うと、私も法の整備というやつも、これは県議会の対応としましてはこれは必要だなと思ったものですから、これは執行部に対してのものだと私も考えていますので。

中嶋座長：もう既に検討すべき課題の集約の話に入ってきているんですけども、それも含めたご意見もいただきたいと思うんですけども、如何でしょうか。

津村委員：一番最初に野村委員から窓口の一元化についての話の中で熊本県ではある議員の方がそれを行って成功されたみたいな話をされまして、その辺りはどんな状況なのかなと、ちょっと確認だけ。

野村委員：熊本県の県議会の中での話では、自民党系の長老議員が窓口となつてある程度議員の意見をまとめて執行部に話をしたので、混雑がなかったというふうなことを言われたように思います。確かそうだったと思うんですけど。

津村委員：それは自民党系の議員さんの意見だけを集約したということですか、それともそれ以外の方も含めて集約されたのですか。

野村委員：多分ですけども、はっきりそのときの確認は取っていないんですけども、言い方、私の聞き方としては議会全体を仕切ってくれたというふうなことだったと思います。ですので、自分も各議員からおのあの執行部に連絡が入ると輻輳して収集がつかなくなってしまうので、どこかが一元化して情報を取りまとめて、ある程度整理して執行部あげる必要が、問い合わせをしたりする必要があるかなというふうには

思っていますので、そのやり方がどのようなやり方がいいのかは分かりませんが、必要かなというふうに思います。

中嶋委員：私も熊本県議会で確認させていただいたときに、自民党の幹事長が取りまとめをされた。今、野村委員がおっしゃられたとおり、いろんな議員、他会派も含めて他党の方も含めて、議会全体の意見をその方が集約して議長と相談して、執行部へすぐあげるべきマターと時間をずらしてでもいいという優先度を整理されたというふうな話を聞かせてもらいました。熊本県議会はかなり自民党議員が多いので、ほぼほぼそこで対応できたんだろうという話です。

津村委員：ありがとうございました。

中嶋座長：ほかにどうですか。ご質疑とかご意見、今後検討すべき課題についてを特に中心にご意見もいただきたいところなんです。かなり窓口の一元化を含めた情報の管理の在り方だとか、それからそういうことを含めた行動指針というのですかね、話を伺っていると、県議会として、また議員としての行動指針、マニュアルを作らないといけないのではないかというのが1点大きくあるかと思います。その中に対象となる災害の範囲だとか、期間だとか、今、中森委員がおっしゃられたように災害の種類によってのそれぞれの行動指針が必要なのかどうかということもあると思いますが、そういったものとか、情報管理の在り方、それは対県民に対してとか、対市町や対県執行部、議会事務局との情報管理のことも行動指針の中に入ってくるでしょうし、行動指針そのものの運用、周知の仕方だとか訓練とか見直しの在り方というものを含めた行動指針というものを作ることが検討すべき課題としてひとつ大きくある。もうひとつは復旧復興の予算案の審議の在り方、これがまた別途検討すべきことにあるのかなと。大きく分けるとその2つぐらいの内容があるのかなと。それで藤根委員がおっしゃられている災害対策本部というものの在り方、体制のことについても行動指針というか、マニュアルの中でどうあるべきかという議論がおのずと出てくるのではないかなという感じを受けているんですけども、どうですか、皆さん。

廣副座長：災害対策本部ですね。今千葉県と言われましたね。その時の災害対策本部を立ち上げる条件というのは何か。さっきから私が言っているレベルじゃないんですけども、どれぐらいのときにどういうふうに立ち上げるとか、何かありましたか。

藤根委員：私よりも詳しい方がいらっしゃるかわかりませんが、恐らく先ほど

廣副座長がレベルの話をされましたけども、震度5であったり6であったりと、5やったかなというふうに思いますが、やはり地震であればどういうもの、あるいは風水害であればどういうものという部分の立ち上げる条件というものはあったように思います。

廣副座長：ありがとうございます。

中嶋座長：私も同席していたんですけど、資料を置いてきてしまったので、頭の中に入っていないんですけど、次回に議会運営委員会の県外調査で千葉県と静岡県に行かせていただいたときの結果を皆さんと共有したいと思います。次回に配付させてもらう資料の中にそのことが書いてありますので、お許しいただきたいと思いますがよろしいですか。

廣副座長：了解です。

中嶋座長：どうでしょうか、ご意見、検討すべき課題、大きくざくっとしていただけますけど、でもかなり重たいんですけど、行動マニュアルというか行動指針を作る、その中の細かな項目がいくつかあります。それともうひとつ、大きくは予算審議の復旧復興予算の予算審議の在り方を議論するというのがあって、それぞれ調査すべき事項としてはすでに被災された県議会の状況についての調査、それから執行部の復旧までの行程の話、それから地方議会の災害対策本部の設置の現状、こういったものがマニュアルにも参考になるでしょうし、大津市のBCPというのはすでにあって、岡野委員が入手されて、こういうことが書かれているということなので、ほぼほぼ岡野委員の書いていただいているところがこれから議論していかなければいけないことだとまとまっているのかなと思います。これを参考に行動指針を作っていくことになるのかなと思います。その中で浜岡原子力発電所の話なんですけど、議会の前に執行部が考えているのかどうか、まず県の執行部がそういうことを想定した対応というのは考えているのかどうかという呼びかけから始まるような気もするんですけど、なかなか浜岡原子力発電所で被害が出たときに、じゃあ県議会としてどう動くのというところに行く前に、まず県の執行部ってどう動くのというところがないとどうなのかなという感じを受けているんですけども、如何でしょうかね。すごく大事な視点だと思うんですけど。

中村委員：一般質問でもしたこともあるんですけどね、影響を。なかなかそこまで距離があるのでどうのこうのと言っていましたけども。だけどたられば、あるいは想定外のことが起こることも、今の時代ですので、北海道なんかでまさにひとつのところで全部停電になったりとか、全

然違うところで起こりますので、浜岡原子力発電所の問題、もっと近いと もっと現実的になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけど、少し執行部に対してこんな議論も出ているということは伝えていく必要があるんじゃないかなという感じはしています。

中嶋座長：ありがとうございます。どうでしょうか、皆さんほかにご意見ございませんか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：ないようであれば、さっき申し上げた大きく2つのことについて議論をしていきたいんですが、特に行動指針についてはかなりボリュームもある話だと思いますので、そちらからまず手を付けていきたいというふうに思います。それで、それについて各皆さんからまたご意見をいただくというやり方にしているとかなり非常に非効率な部分もあるかと思いますが、一度正副座長で議論のたたき台というものを整理させていただいて、それに基づいて皆さんと意見交換をしながら、必要に応じた調査も加えながら検討していきたいと。その後、予算審議の在り方について、これも一応正副座長でアバウトな案を、たたき台を作って議論をしていくと、そんな進め方をしていきたいというようなことでもよろしいでしょうかね、皆さん。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。それでは次回は行動指針の全体はちょっと無理だと思うので、いくつかの項目、特に今日話がよく出ていた、対象となるものは何か、それから情報の管理の話を中心に一度正副でたたき台を作らせていただいて、皆さんのご意見を賜りたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。よろしいですかね。

全 員：異議なし。

中嶋座長：それに応じて調査すべき事項も検討してまいります。それから検討会で県外の被災された県議会への調査という話もするべきではないかという意見が出ていまして、これをやる際には議員派遣として代表者会議に諮って、議会運営委員会の了承を得て本会議で議決していただく必要があるということでございます。またその前提として受け入れていただく相手先との調整も必要となってまいりますので、調査先や日程については基本的には正副座長にご一任いただきたいのですが、如何でしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。最後

にその他として、次回の日程についてご協議をお願いいたします。公務の日程等を勘案した上で、集まっていただき易い日としまして10月24日水曜日、この日は全員協議会、予算決算常任委員会で当初予算の考え方の初日がありまして、それはだいたい15時すぎに終わる予定になっています。その後の15時半頃から開催したいと思うんですが、如何でしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：よろしいでしょうか。それでは10月24日水曜日15時半頃から開催するということでさせていただきます。我々正副座長からは以上なんですけど、ほかに何かございますでしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：なければ本日の会議はこれで終了いたします。